

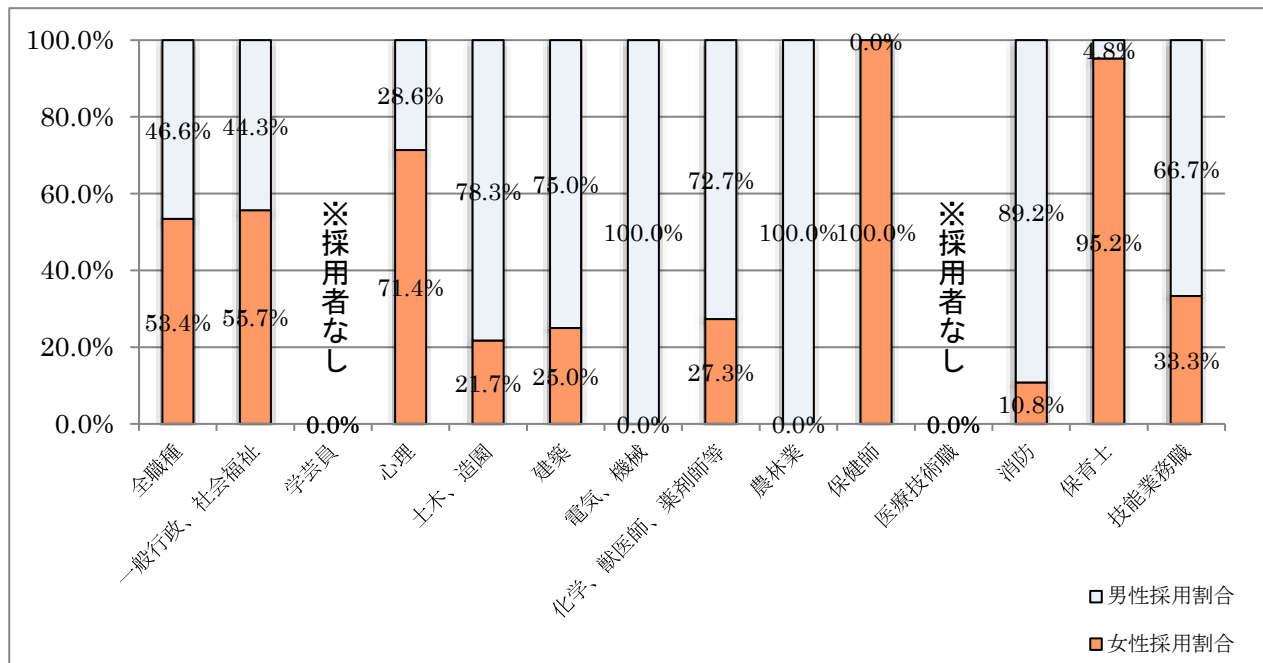
職業選択に資する情報の公表（令和 7 年 6 月）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条に基づき、職業選択に資する情報を公表します。

【職員の採用状況】

項目	令和 6 年度
採用した職員に占める女性職員の割合 （学校の教員を除く。）	53.4%

【採用した職員に占める男女の割合（職種別）（令和 6 年度）】



【管理職職員に占める女性職員の割合（令和 7 年 4 月 1 日現在）】

項目	割合
管理職職員に占める女性職員の割合	19.0%

【各役職段階における女性職員の割合（令和 7 年 4 月 1 日現在）】

一般職員	係長級	課長補佐級	課長級	部長級	局長級
45.7%	38.3%	31.1%	21.4%	14.5%	3.3%

（参考）全職員に占める女性職員の割合：40.7%

【超過勤務等の状況】

項目	令和4年度	令和5年度
超過勤務時間数（月平均）	15.7 時間	15.6 時間
年次有給休暇取得日数（年平均）	13.4 日	14.3 日

【男女別の育児休業の取得率・平均取得期間（令和5年度）】

項目	男性職員	女性職員
取得率	46.3%	100.0%
平均取得期間	約3か月	約1年9か月

【男性の出産補助休暇等の取得率・平均取得日数（令和5年度）】

項目	出産補助休暇※1	育児参加休暇※2
取得率	95.1%	67.6%
平均取得日数	4.7 日	3.8 日

※1 男性職員が配偶者の出産に伴う入退院の付添等を行う場合の休暇：3 日以内（第 2 子以降は 5 日以内）

※2 男性職員が生後 8 週間以内の子の世話をする場合の休暇：5 日以内

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 広島市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.7%
全職員	75.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.8%
本庁課長相当職	101.1%
本庁課長補佐相当職	100.8%
本庁係長相当職	96.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.4%
31～35年	96.3%
26～30年	93.8%
21～25年	87.9%
16～20年	89.4%
11～15年	89.2%
6～10年	92.1%
1～5年	92.7%

【説明欄】

【算出方法】

- ・学校の教職員は除く。
- ・日額制の会計年度任用職員は、任用期間が短いため算出の対象から除く。
- ・短時間勤務の職員については、週当たりの勤務時間数を常勤の勤務時間数で割ることにより職員数を算出している。
- ・割愛派遣の国家公務員等については、勤続年数を通算した。

【常勤職員の男女の給与の差異の要因】

- ・男性の方が扶養手当や住居手当の受給者に占める割合が高い。

扶養手当：男性 89.3%、女性 10.7%

住居手当：男性 64.5%、女性 35.5%

- ・男性の方が時間外勤務実施時間数が多い。

男性 16.9時間/月、女性 10.2時間/月

【全職員の男女の給与の差異の要因】

- ・女性の方が「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が高い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。